

八代生活環境事務組合公告第13号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
第19条第6項及び第21条の規定に基づき、八代生活環境事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画による取組の実施の状況及び女性の職業選択に資する情報を次のとおり公表する。

令和6年7月18日

八代生活環境事務組合管理者 藤本 一 臣



## 八代生活環境事務組合

### 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(令和6年7月公表)

①女性職員の採用割合	②採用試験の受験者数の女性の割合	③職員の女性の割合	④平均勤続勤務年数		⑤男性の配偶者出産休暇取得率	⑥男女別の育児休業取得率		⑦職員1人当たりの超過勤務の状況(時間/月)	⑧職員1人当たりの年休取得の状況(日/年)	⑨管理職の女性割合	⑩各役職段階の職員の女性割合		
			男性	女性		男性	女性				係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職
22.2%	46.0%	17.1%	19.8年	8.8年	100.0%	100.0%	—	1.4	14.1	0.0%	20.0%	50.0%	0.0%

- ※)注記 ①、②は平成31年度(令和元年度)から令和5年度までの5か年度の数値(採用試験を実施しなかった年度を含み、合格者がいなかった試験を除く。)  
 ③、④、⑨、⑩は令和5年4月1日現在の数値  
 ⑤、⑥、⑦は令和5年度の数値(⑤、⑥については、当該年度に対象となった者に限る。)  
 ⑧は令和5年1月～令和5年12月の数値

### 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表(令和6年7月公表)

区分	目標事項	最新値	年度	数値目標	目標期限
勤務環境の整備に関する事項	妊娠中の女性職員の保健指導や健康診査のための特別休暇の取得率	—	令和5年度	60%以上	令和7年度
	男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得率	100.0%	令和5年度	100%	
	育児休業等の取得率	男性 100.0% 女性 —	令和5年度	男性10%以上 女性100%	
	年次有給休暇を年10日以上取得した者の割合	81.8%	令和5年度	60%以上	

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八代生活環境事務組合

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	85.1 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	90.4 %
本庁係長相当職	95.5 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	106.3 %
6～10年	86.3 %
1～5年	102.6 %

#### 【説明欄】

・「—」の欄は、女性職員がいない、または男性職員・女性職員が1名ずつのため記載なし。

【男性の給与に対する女性の給与が低くなっている要因】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多いため。

(扶養手当の受給者に占める男性の割合：92.9%)

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。